

平成 25 年度第 1 回児童福祉専門分科会会議録

- 1 開催日時 平成 25 年 5 月 24 日（金）15：00～17：00
- 2 開催場所 青森市総合福祉センター2 階 児童センター集会室
- 3 出席委員 宮崎秀一会長、佐藤秀樹委員、長内幸雄委員、鳴海明敏委員、
木村聖一委員、松浦健悦委員、森理恵委員
- 4 事務局出席者 健康福祉部長 赤垣敏子、健康福祉部次長 貝森敦子、
子どもしあわせ課課長 舘山新、子どもしあわせ課副参事 小倉信三、
子どもしあわせ課主幹 竹内巧、子どもしあわせ課主査 駒ヶ嶺祐、
子どもしあわせ課主事 小野寛史、
子どもしあわせ課主幹 嶋中しのぶ、子どもしあわせ課主査 坂本亮、
子どもしあわせ課主事 柿崎優子
- 5 会議内容
 - 1 開会
 - 2 健康福祉部長あいさつ
 - 3 事務局職員紹介
 - 4 報告
 - (1) 青森市子ども・子育て会議の設置について
 - (2) 青森市要保護児童対策地域協議会の開催概要について
 - (3) 青森市子どもの権利相談センターについて
 - (4) 平成 25 年度青森市子ども会議の概要について
 - (5) その他
 - 5 閉会

報告 (1) 青森市子ども・子育て会議の設置について

事務局より資料 1～3 について説明

○ 事務局

資料 1、上段に記載の通り、国において、急速な少子化の進行、子ども・子育て支援の質的、量的な不足、待機児童問題、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の提供体制が不十分なことなど、子ども・子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大や確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実など、子ども・子育て支援の新たな仕組みを創設することとし、昨年 8 月 22 日に子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律整備法の子ども・子育て関連 3 法を公布したところである。これらの法律は一部を除き、早ければ平成 27 年 4 月に施行される予定となっている。このうち、子ども・子育て支援法では、市町村に対し、国が定める基本指針に則し、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付ける

とともに、計画の策定等の際に、意見を聞く審議会である、地方版子ども・子育て会議を置くよう努めるものとされている。この、子ども・子育て支援法に定める審議会については、新設、もしくは既存の審議会を活用することができるかとされているが、本市としては、審議会を新設することとした。資料 2 は、その理由として、子ども・子育て支援法に定める審議会は、幼児期の学校教育に関する事項についても審議することとなるが、児童福祉専門分科会は、社会福祉法に基づく審議会であることから、性格上、幼児期の学校教育に係る事項のみの審議はできないこととされている。このことから、児童福祉専門分科会とは別に、地方版子ども・子育て会議として、青森市子ども・子育て会議を設置することとした。青森市子ども・子育て会議の概要については、子どもの保護者や子ども・子育て支援に従事する者と委員 20 人以内で構成することとし、委員の任期を 2 年としている。なお、国の子ども・子育て会議においては、委員数が 25 人、委員の任期は 2 年となっている。資料 3 は、青森市子ども・子育て会議と児童福祉専門分科会の役割分担について、青森市子ども・子育て会議では、子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更、2 つに、特定教育・保育施設いわゆる認定子ども園、幼稚園、保育所の利用定員の設定、3 つに、小規模保育などを含む特定地域型保育事業の利用定員の設定、4 つに、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議を行っていただくこととしている。それら以外の事項、2 番に、児童福祉専門分科会（案）ということで、子ども・子育て会議に関する部分に関しての、児童福祉専門分科会の役割として、1 番から 9 番までということ考えている。また、それ以外の事項について、児童福祉に関する事項については、これまで通り、児童福祉専門分科会のみなさまに、御審議をお願いしたいと考えている。また、子ども・子育て会議での、審議結果、内容についても、児童福祉専門分科会に報告したいと考えている。

質疑応答 主な質疑応答は以下のとおり

○ 委員

国の子ども・子育て会議によると、25 年中には、すべての省政令を制定してしまいたいということで、まずは、市町村がひな形も含めた基本指針を、夏までに示す。それを踏まえ、秋口からは、ニーズ調査をしてくださいという流れで、官僚はやる覚悟でいる。気になったのは、今条例に係っていく子ども・子育て会議の役割について、児童福祉専門分科会のところにある 2 番目と 9 番目について、確かに国は、家庭的保育事業等の中にいろいろな事業を入れているが、地域型保育事業の中の家庭的保育事業とここに謳ってしまうと、青森市が家庭的保育事業をやると読み取られる可能性があり、保育の必要性の認定を受けた子どもたち、いわゆる 3 歳未満の子が、保育所や新たな幼保連携型認定子ども園以外にも、青森市は、保育ママをやると読み取られる可能性が強いので、地域型保育事業の設備及びと書いた方がよいと思う。

○ 事務局

これから取り組むにあたって、誤解を招かないような表現に配慮していきたい。

○ 委員

地域型保育事業には、事業所内保育や居宅訪問型などがあると思うが、やるかやらないかの判断は

市町村でやるのか。

○ 事務局

やるやらないの判断もここでしていかないといけないと思っている。そういう意味で、関係者の方、子育て中の保護者のみなさま方の御意見を伺い、整理していきたいと思っている。基本的には、児童福祉専門分科会に今の検討の状況を報告させていただき、御助言をいただきながらやっていきたいと思っている。

○ 委員

資料 1 で、国が言い出してきた背景について、国の現状と課題を説明していただいたが、国でやることにしたから、各市町村で作らざるをえないので作ると聞こえるが、青森市の現状と課題はどうなのか。

○ 事務局

後期子ども総合計画で立てている各事業・施策について検証を加え、ニーズ調査の中から分析しながら、進めていくこととしている。この国の現状と課題は、現状と課題としてあるものの、市の部分として、これらに書かれていること、もしくはそれ以外のことで、どういうものがあるか、今後の検証の中で明らかにしていきたいと思う。

○ 委員

まさに、資料 1 で、量的拡大・確保とあるが、量的な部分よりは、後半の質的改善の方が検証されていかなければならないと思う。

○ 委員

可能であれば、この制度と相まって、幼稚園の先生、保育所の先生、子どもたちを支えていく人たちの研修をやって欲しい。青森全体で子育て支援というのがより高まっていくためには、研修は不可欠であると思う。しかし、青森市、あるいは青森県のように、民間の保育所、幼稚園が多い中では、代替職員もそうであるが、いないと研修に出せない。市全体で、質的な向上になるようなことをしていただければと思う。

○ 事務局

どこを目指すのかということ、携わる方が共通の認識・価値観でもって向かわないと、育てる場所によって子どもたちが違ってしまうということは、子どもたちにとって一番不幸なことになる。地方は地方の実態を踏まえ、どこにいても、子どもたちに最善の利益の保障をするということについては、それを実行するためのものを持たないといけないと思っている。このことを契機にして、委員のみなさんから御助言いただき、また御提案をいただきながら、作り上げていこうと思っている。

○ 委員

子ども・子育て関連法の中で、六法を見てみたら、この子どもは、就学前の子どもという定義が限定されている。法令でいろんな子どもや児童とあるが、子どもの権利条例の18歳未満のときと、全く違くと改めて思った。

○ 委員

中心は就学前の子どもであるが、制度的には、放課後児童会も小学校6年まで延ばすということで、設備運営基準が児童福祉専門分科会に係るとなっている。ただ、今回の子ども・子育て会議も、まだ放課後児童のところまでの話はいっていないが、制度の中には入っている。おそらく、来年度には、この基準を作ってくださいと出てくると思う。

○ 委員

どこの教育委員会でも、教育振興の基本計画を策定しているはずであるが、その子ども・子育て支援事業計画と教育振興基本計画をある意味では創成しなければいけないと法の中に書かれている。今、片一方、市の教育委員会で作っているが、全然そことリンクしていない。その情報がない。だから、これでいいのかという話はしている。

○ 事務局

私たちも同じ感覚を持っている。放課後児童会についても、教育委員会との連携は必要だと思っている。

報告(2) 青森市要保護児童対策地域協議会の開催概要について

事務局より資料4について説明

○ 事務局

5月15日に、平成25年度青森市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催した。要保護児童対策地域協議会については、平成19年度に設置され、要保護児童もしくは、要支援児童及びその保護者または特定妊婦にかかる関係機関の円滑な連携と、情報の共有化を図り、以て、要保護児童の早期発見及び適切な保護支援に資するために児童福祉法に基づき設置するものである。その案件として、1つ目が、平成24年度青森市要保護児童対策地域協議会の活動状況で、代表者会議を1回開催、実務者会議を6回開催、庁内ネットワーク会議を6回開催等々報告した。2番目の案件として、資料4-1、平成25年度の協議会の活動スケジュールについて、各月に開催する会議もしくは、研修会等々を報告した。3番目の案件として、要保護児童対策地域協議会の取組みということで、虐待発生予防対策の充実強化、早期発見、早期対応のための充実強化、迅速な初期介入の徹底及び対応力の強化、さまざまな活動の内容について報告した。4番目の案件として、要保護児童にかかる支援や取組みについて、この協議会に加盟している私立幼稚園教会、青森警察署、県の中央児童相談所から、取組みの報告をいただいた。資料4-2については、本市及び児童相談所における児童虐待相談対応状況という、中央児相で公表した数字となっているが、平成24年度、児相の県全体での取扱い件数が842件、23年度が698件で、150件程度増えている。単純に青森市の案件だけで比較すると、平成23年度が155件、24年度が167

件で、12件の増ということで、県の児相と同じように、年々、右肩上がりが増えていて。2番の年度別・相談経路別相談件数は、青森市の167件がどうかたちで報告が上がってきているかというもので、県の中央児相からの情報が多数を占めている。3番の本市における年度別・年齢別相談件数は、これまでの年齢別の相談件数のほぼ同様の内容となっている。4番は、年度別・虐待者別相談件数、167件の内訳で、実父98件、実父以外の父親が4件、実母が51件、その他14件となっている。このその他は、いわゆるパートナー、戸籍上関係のない同居人からの相談件数となっている。5番は、対応別の相談件数で、167件の内訳になっている。資料4-3は、要保護児童対策地域協議会のイメージ図を、参考までに添付させていただいている。

質疑応答 主な質疑応答は以下のとおり

○ 委員

22年度までのデータと比べて、23、24年度は、心理的虐待とかネグレクトとあるが、相談件数の取り方そのものが変わったのか。

○ 事務局

23年度から飛躍的に件数が伸びているが、これは、いわゆる夫婦喧嘩などを見た子どもの心理的虐待ということで、警察から児童相談所への通報が増えている。その部分で増えた結果がこういうかたちになっている。

○ 委員

対応別相談件数で、一番多いのが情報把握、114件とあるが、これは、情報を聞いてそれで終わりということになるのか。

○ 事務局

これについては、ほとんどが、中央児相からの情報提供で、中央児相で通報を受けて行った結果、案件として済んでしまったようなものも、これからの見守りに資するためということで、わが方に情報をいただいている。その件数が、この114件となっている。

○ 委員

通告とか、要保護とか、助言指導とあって、最後に情報把握とあったので、話だけ聞いて終わりなのかと思った。

○ 事務局

基本的には、常日頃見守りを定期的に行ったりはしていない。その近隣に何かの確認の際には、訪ねて行くことはあるが、事案としては、見守り世帯まではいかないということが、この情報把握という数字になっている。

○ 委員

要保護ケースが一番緊急度が高いということか。

○ 事務局

要保護ケースは、定期的に家庭訪問をして、不適切な状況があれば、その辺を教えたり、中央児相と情報共有しながら、ケース検討会議を開いてということになる。

○ 委員

外国籍の方からの相談はあるか。

○ 事務局

今のところは、外国籍の方の虐待相談はない。

報告 (3) 青森市子どもの権利相談センターについて

事務局より資料 5～8 について説明

○ 事務局

青森市子どもの権利条例を昨年 12 月に制定したが、第 4 章で、子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復ということで、子どもの権利擁護委員の設置について謳っている。子どもの権利擁護委員については、子どもの権利の侵害について子どもやその関係者から相談や救済の申し立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、調査の結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告の要請を行うことを職務としている。この権利擁護委員には、法的な問題の対処ということで、沼田法律事務所弁護士の沼田徹氏、学校での経験を踏まえた専門的見地から対処ができる方ということで、弘前大学教育学部准教授の小林央美氏、子どもの心理状態を把握して、子どもの心に寄り添いながら解決を図っていくための擁護委員として、青森県臨床心理士会の会長である関谷道夫氏、この 3 名の方に擁護委員をお願いしている。委嘱期間は、条例で 3 年間と定めており、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの委嘱期間ということとなっている。また、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、子どもの権利擁護委員と連携しながら、必要な調査、助言、支援を行う職務としての調査相談専門員が、直接的な窓口になってやっていた。委嘱期間は、平成 25 年 4 月 22 日から平成 26 年 3 月 31 日までで、原則 1 年間ということではやっているが、勤務成績等を勘案し、事案の継続性等もあることから、勤務成績が良好な場合には、期間延長もあるということで委嘱している。相談機関は、青森市子どもの権利相談センターということで、総合福祉センター 2 階に、5 月 1 日に開設している。相談時間は、原則、月曜日から金曜日の午前 10 時から午後 6 時まで、ただし、子どももしくはその相談者が、土、日のこの時間、ここで会って欲しいという場合には、直接こちらから出向いて行って会うというかたちを取らせていただいている。相談方法は、直接窓口相談、電話相談、ファックス、メール、手紙と、土日、祝日を含むかたちで、子どももしくは相談者が希望する時間、場所に行って相談を受け付けるという 6 つの手段を設けている。周知については、資料 6 の 3 種類を、2 月から 3 月にかけて市内の全小中高の児童・生徒に配布し周知を図っている。さらに、4 月中に資料 7 の子どもの権利相談センターのオープンとその相談方法

についてのお知らせを、市内の小・中学校の全児童・生徒に配布している。その他、5月1日号の広報あおもりやホームページにこれらの情報を掲載している。また、6月中に改めて資料8にあるリーフレットと携帯用カードを児童・生徒に配布し、ある意味お守り代わりに持っていただき、いつでも使えるような状況にしておきたいと考えている。

質疑応答 主な質疑応答は以下のとおり

○ 委員

相談を受ける窓口が増えることは大変いいことだと思うが、問題としてあった場合、学校に調査が入るのか、それから、こういう相談がありましたということを学校に教えてもらえるのか。

○ 事務局

擁護委員もしくは調査相談専門員が学校へ直接訪問して事実確認をしながら、解決に導いていくということを考えている。子どもが望む解決の方法にできるだけ近づくよう努力しながら、複数回交渉を重ね、その結果、子どもが望むようであれば、当然、学校へもお知らせすることになる。

○ 委員

調査が入る前には、市の教育委員会を通して学校へ来るのか、直接健康福祉部から直接来るのか。

○ 事務局

まず、健康福祉部ではなく、調査相談専門員もしくは擁護委員が行くことになる。直接かどうかについては、事案によると思う。例えば、学校で起きた事案で、いわゆるいじめや体罰という部分だとすれば、事実の確認をしないまま教育委員会に物申しても仕方のない話になるので、第一に子どもの思いを聞いて、その上で、必要な機関に対して働きかけをしていくことになる。

○ 委員

擁護委員との打ち合わせは、どの頻度で行われているのか。

○ 事務局

週1回、運営会議ということで、調査相談専門員3名と擁護委員3名が集まって、事案の報告、その事案の向かうべき方向性、アプローチの仕方などについて、相談、協議し、方向性をみんなで一にし、情報共有するということを必ずやるようにしている。

○ 委員

子どもの権利相談センターの運営に関して、利用状況について定期的に公表するという考えはあるのか。

○ 事務局

年度末に報告書というかたちで、市民の方を含めて、お知らせしたいと考えている。月別に出して

いくことは考えていない。

○ 委員

守秘義務もあり、ケースにより具体的なところは難しいとしても、改善や是正措置の勧告が出た場合についても公表はないのか。

○ 事務局

報告書の様式については、まだ具体的なものとしてイメージを持っていないが、すでに、他市で公表している資料等を参考にしながらこれからかたちにしていきたいと考えている。

報告 (4) 青森市子ども会議の概要について

事務局より資料 9 について説明

○ 事務局

青森市子ども会議については、青森市子どもの権利条例第 14 条第 1 項の規定に基づき設置されるものとしている。活動目的は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加することを目的とするということで設置したが、今年度募集したところ、子ども委員に 31 名、子どもたちと一緒に物事を考えていく子どもサポーターに 5 名の応募をいただいた。今年度の活動内容については、子どもの権利に関する学習会を 2 回、子どもの権利擁護委員の小林央美先生にやっていただこうと考えている。学習会の他、子どもたちの提案による主体的な活動ということで、子どもの権利条例普及啓発活動や自分たちの身の回りの興味のあることについて、テーマを決めて、調べたり話し合いをし、子どもの視点での意見を表明するという場面を作っていきたいと考えている。活動日程については、6 月 9 日をスタートとし、計 10 回ほど開催したいと思っている。日程については、参加していただく子どもたちの各学校の行事日程、テスト期間などを踏まえ、開催していくにあたって、子どもたちの意見を聞きながら、進めていきたいと考えている。

質疑応答 主な質疑応答は以下のとおり

○ 委員

具体的な活動の姿というのは、始まってから見えてくると思うが、何か今の段階でイメージできそうなものはあるか。

○ 事務局

子ども会議のテーマについては、子どもたちが自主的にこういうことをやりたい、調べてみたい、議論してみたい、大人に言ってみたいということを、子どもたち主体でと考えておりますので、こういうことをやっていきますというようなことは、こちらとしては考えていない。6 月 9 日以降、子どもたちとさまざま話していく中でその内容というものが決まっていくと考えている。

報告 (5) その他

委員より資料 10 について説明

○ 委員

青森市で暮らしていくと、さまざまな人々が重なりあって青森市に暮らすどの子どもも健やかに育つということができないのかとずっと思っていた。その中で、ここ最近、保育所や幼稚園以外の子育てを支援したいという人たちと一堂に会して、このまちでどうやったら子どもたちが育つのか、何がみなさんの共通の目的なのか、連携していくための目的を再確認するフォーラムができないかということでも子育て支援フォーラムを、6月1日にさせていただきたいと思う。施設に入所している子どもだけではなく、外国籍の子どもという話もあったが、震災などで避難してくる子どもたちも含めて、どんな仕組みがあったらいいのか、どんなふうに手を携えていったらいいのか、それを「むすんでひらいて」というシンポジウムのテーマにさせていただいた。シンポジストには、施設方の支援をしている幼稚園、保育所だけではなく、そうではない方たちにも参加をしていただき、日頃、子育て事業の中で、こんなことを感じています、こんな支援があったらいいとか、子育てをしていてうれしかったこと、悲しかったこと、それを話し合っ、大人が手を携えて手を結び合っこのまちで子育てが健やかにできますよというフォーラムのつもりでいる。できればそこに入れていただく人たちにも、ぜひ、さまざまな御意見をいただければと思っている。青森市でこれから作っていかねばならない子ども・子育て支援の事業計画の中にも、市民としての意見も反映させていただければという思いも込めて、そういうフォーラムをしたいと思っている。

◆終わりに

○ 委員

条例では、行動計画を作ることとなっていて、そしてそれを検証する。そのあたりはまだ先のことか。

○ 事務局

できるだけ早い時点で取り組みたいと思っている。青森市子ども総合計画の後期計画の第1章が行動計画ということで考えており、今の子ども総合計画の内容だとすれば、足りない部分があるので、その改正という部分については、検討していきたいと考えている。

○ 委員

この分科会のメンバーの中でも、青森市子ども総合計画についてお分かりでない委員もいらっしゃると思う。

○ 事務局

第1章とはどういうものかイメージしていただかないといけないこととなるので、送付させていただく。